

宮崎県中小企業家同友会と学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学との  
包括連携に関する協定書

宮崎県中小企業家同友会（以下「甲」という。）と学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的連携協定に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な協力と信頼関係の下に相互に協力し、互いの持つ資源や機能、ノウハウなどを有効に活用して、郷土宮崎の将来を担う人材の育成や地域経済の活性化をはかり、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力をを行う。

- (1) 地域社会の人材育成に関すること
- (2) 地域社会の発展に係る調査・研究に関すること
- (3) その他地域社会の発展のために、両者が協議して必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携協定の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。但し、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に3年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙双方が署名押印のうえ、それぞれ1通保有するものとする。

令和元年9月10日

甲 住 所 宮崎県宮崎市恒久南3丁目3-2 恒久ビル2F  
所 属 宮崎県中小企業家同友会

職・氏名 代表理事 島原俊英



代表理事 田原敬介

代表理事 宮島孝美

乙 住 所 宮崎県宮崎市清武町加納丙1415番地  
所 属 宮崎学園短期大学

職・氏名 学長宗和太郎

